

国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日)に納められた保険料の金額です(令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。

本年中に納付した国民年金保険料は、年末調整や確定申告をすることによって社会保険料控除を受けることができます。

対象者には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が次の時期に発送されますので、年末調整や確定申告のときに使用してください。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付した方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に 国民年金保険料を納付した方 (①の対象者を除く)

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

☎**お問合せ** ●日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>
●ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 (ナビダイヤル)
※ 050から始まる電話の場合 ☎ 03-6630-2525

公共施設における整備年度の一部変更について

羽幌町外2町村衛生施設組合の令和5年度施設工事費用(羽幌町負担分)が大幅に増加したため、町の財政事情から当初計画していた新規の大型事業の調整が必要となったこと、また、焼尻小中学校耐震化の早期解決を図るため、次の公共施設の整備年度を変更させていただきます。町民のみなさまには多大なご迷惑をお掛けすることとなりますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

施設名(工事内容)	変更前	変更後
天売複合化施設(建設)	令和4～5年度	令和6～7年度
中央公民館旧館(建替)	令和7年度着工	令和8年度着工
総合体育館(LED化等内部改修)	令和5年度	令和6年度
焼尻小中学校(耐震化または建替)		令和6～7年度